

立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

令和 6 年 6 月 5 日

中小企業庁

令和 5 年度では、755 者の親事業者へ立入検査を行った。

また、641 者において 1,304 件の違反行為を確認、改善指導を実施した。

（【表 1】参照）

さらに、違反行為が確認された親事業者のうち 177 者に対して、下請事業者へ下請代金の返還を指示、総額約 46 百万円が返還済み。（【表 2】参照）。

【表 1】違反行為の内訳

（違反件数）

内訳	年	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
規定違反合計		1,293	1,705	1,304
実体規定違反合計		467	647	585
受領拒否		3	1	1
支払遅延		166	222	218
下請代金の減額		189	310	233
返品		5	2	0
買ったとき		38	38	76
購入・利用強制		3	5	2
報復措置		0	0	0
有償材の早期決済		12	12	11
割引困難手形		15	23	16
利益提供要請		29	33	25
変更・やり直し		7	1	3
手続規定違反合計		826	1,058	719
書面不備・未交付		439	572	581
書類未保存		387	486	138

【表 2】下請代金の返還

年度	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
返還額、親事業者数			
返還額（百万円）	127	120	46
親事業者数（者）	166	243	177